

消費税税率変更・軽減税率導入に備える実務対策セミナー



～『消費税率10%』と『軽減税率制度』から『インボイス制度』まで～

今年10月より消費税率の変更と同時に「軽減税率制度」が実施されます。

実施に伴って、事業者のみならずには「適用される消費税率ごとに区分した消費税額の計算」や、「商品ごとの適用税率およびその合計額を記載した請求書等の発行」といった経理事務/作業の増加が新たな負担として大きいのしかかつてきません。

また、インボイス制度も2023年10月から導入開始となり、消費税の免税事業者のままでは取引上不利になるなど全業種が影響を受けることになります。改正の内容を知って、今からでも少しずつ準備が必要です。

本セミナーでは、こうした状況に柔軟に対応していただくことを目的として、実務に必要な消費税の基本的な内容と、消費税率の変更・軽減税率導入に伴う実務の対応方法について解説いたします。

日 時 ①2019年7月10日(水) ②2019年9月9日(月) ※両日とも13:30～16:00

会 場 桑名商工会議所 会議室

定 員 30名(先着順)

受 講 料 無料…事業所に限る(経営者・経理担当者)

講 師 ①伊藤 智哉 税理士(伊藤智哉 税理士事務所) ②井上 五郎 税理士(井上五郎 税理士事務所)

内 容 (1)消費税の基本

・消費税の仕組み

(2)『軽減税率制度』と『インボイス制度』

・『軽減税率制度』とは?(対象品目・請求書の作成方法・経理処理等)

・『インボイス制度』とは?(請求書の作成方法・経理処理等)

・消費税率引上げに伴う経過措置

(3)消費税法改正による企業の実務への影響とその対応方法

・『軽減税率制度(2019年10月～)』と『インボイス制度(2023年10月～)』

を迎えるにあたり、事業者が今から準備しておくべき内容



主 催 桑名商工会議所 中小企業相談所 TEL(0594)22-5155 FAX(0594)21-5156

.....(切り取らずにそのままFAXで送信してください。).....

7/10(水)・9/9(月) 消費税率変更・軽減税率導入に備える実務対策セミナー申込書

桑名商工会議所行き FAX(0594)21-5156

申込日/2019年 月 日

事業所名					○印→ 会員・非会員
所在地					TEL - -
業 種	○印→ 製造業・建設業・小売業・卸売業・サービス業())・その他()		FAX - -	
受講者名①	30のりな		30のりな		
参加希望日 (希望日に○)	① 7/10	① 9/9	参加希望日 (希望日に○)	① 7/10	① 9/9